

提 言 書

かがやきの文化都市部会

公民館活動について

―地域を元気にする活動に向けて―

1 はじめに

現在、新見市内には、18の公民館と18の分館が設置され一年を通して多くの住民が利用している。平成23年度では、各地域の公民館において延べ人数で136,961人が利用し、公民館主催事業も住民の要望に合わせたものや時代を反映した内容の講座等が開かれ、地域に根ざした社会教育活動が各々の公民館を拠点に行われている。

また、24年度からは、地域の教育力向上にむけた取り組みも始まり、人権学習講座も開催されている。こうした公民館活動の主な内容は、前述の主催事業のほかに貸館事業があり、住民間で組織されたさまざまな団体が定期的に利用している。

このように公民館は、地域活動の中心的役割を担い、住民相互の親睦を深めるとともに教養を高める場所であることは周知のとおりである。

ただ、平成23年度における青少年団体の利用率は、5.1%であり、同利用人数の全団体利用人数に占める割合は、12.7%である。また、団体利用以外の個人利用による人数割合は、全利用人数の4.2%にすぎない。これらの数字は、地域の青少年の公民館の入館利用が極端に少なく、成人でも地域の団体・サークル等に属していない住民の方々にとっては、公民館活動が日常の生活から遠い存在であることを窺わせるものであると解される。

では、このような傾向はどのような理由によるものなのか。当部会の委員の聞き取りによると主に以下の意見として集約される。

まず、利用面について

- ① 公民館入り口のところに職員が配置されているので、入館するだけで注目されるように感じられ、足を踏み入れることをためらってしまう。
- ② 既存の活動団体が、利用時間、利用場所を予め占有することが多く、新たに活動を始めた団体や個人が使用しにくいように感じられる。
- ③ 子供の学びの場として使用したいが、あまりにも静寂を要求されるため、気軽には利用できない雰囲気がある。

次に内容面について

- ① 館長の事務仕事の負担が大きいというえ、限られた予算のなかで主催事業を行わなければならない。
- ② 公民館という名称自体が堅苦しいイメージがある。
- ③ 講座内容や利用者の構成年齢が偏りがちである。

公民館が、地域活動の拠点であり、社会教育活動の重要な役割を担うものであることは、今も変わらないが、より一層の利用、とりわけ若者や子育て最中の人々、お年寄りなどの未利用者の利用を促すことが必要ではないかと思われる。

この点、上記の意見を充分踏まえたうえで、社会教育法に基づく本来の公民館活動のあり方を「めざすべきすがた」として掲げると、その内容は、①教養の場②生活文化の向上と健康増進の場③住民相互の意思疎通の場(コミュニケーション)の役割として再認識することができる。

そこで、これらの役割をより果たすことで未利用者の公民館の利用促進を図り、活動内容の充実につながるよう次のとおり提言する。

2 提 言

提 言

I 気軽に立ち寄れる場をめざす—教養の場

- ・ 公民館の入り口や事務スペースのレイアウトの再考
- ・ 喫茶スペース(カフェテリア)の設置、くつろげる空間の創出 (腰掛、テーブル等の設置)
- ・ 利用時間の再考
- ・ 公民館長のリーダーシップの発揮、運営審議会・主催事業実行委員会における人材活用
- ・ 災害時の緊急避難場所としての機能強化(食料、毛布等の備蓄)

II 生涯学習の場をめざす—生活文化の向上と健康増進の場

- ・ 現代的感覚と地域的課題に沿った講座の開設
- ・ 地域住民発案事業の取り入れ
- ・ 体験学習型講座の充実
- ・ 学童保育、補充授業の場としての利用
- ・ 外国人向け地域文化講座の開設
- ・ 図書館機能の充実

III 地域交流の場をめざす—住民相互の意思疎通の場

- ・ 各公民館の連携強化 — 情報ネットワークの再構築
- ・ 指定管理制度の導入
- ・ 他団体との共同企画等の実施

提 言 書

かがやきの文化都市部会

地域の宝物である文化財を地域振興に生かす！

I 背景

新見市の文化財は、地球上の他の地域にはないかけがえのないものであり、新見市の魅力の一翼を担う大きな要素でもあります。有効に活かせば新見市の観光の創出にもつながるものでもあります。それだけに私たちは新見市の文化財に誇りを持ち、大切に保護していく責務があります。

幸いにも平成22年度より市文化財保護審議会において進められてきた市指定文化財の見直し作業の完了に伴い、本年3月に「新見市の文化財」が、新見市教育委員会から発行されました。このことを受け、当部会では、今こそ新見市に文化財保護の機運を盛り上げる絶好の機会が訪れたと考え、真摯に提言づくりに取り組んできました。

II 現状と課題

一般的には市民の文化財についての関心は薄く、自分たちの住む地域に貴重な文化財があっても気づいていないことが多く、文化財の保護ということになるとさらに心許ないのが現状であります。

それだけに貴重な文化財が忘れられ、あるいは散逸・消失していくことが大いに危惧されるところであります。

特に貴重な無形民俗文化財については、過疎化・少子高齢化による後継者不足は深刻で、次代へ伝承していくことが困難になってきています。

III 提言

1 無形民俗文化財の DVD による保存等

後継者不足により伝承が危惧される無形民俗文化財については、その価値が高く保存の緊急性を要するものから、順次ビデオカメラで撮影し DVD に保存すること。すでにテレビ局が撮影しているものがあれば提供してもらうこと。

無形民俗文化財の伝承に貢献している団体・個人を支援すること。

上記のための予算づけをすること。

2 郷土資料館の設置

新見市は農林・畜産・養蚕・和紙・船運等にかかわる資料や民具の宝庫ですが、どんどん散逸している恐れがあるので、空き校舎を利用して郷土資料館を設置すること（とりあえずは空き教室へ集結するだけでもいい）。

また郷土資料館を無形民俗文化財の伝承館としても活用すること。

そして新見市の文化財を地域外に発信する拠点とし観光の創出も図ること。

3 文化財保護のための人材確保

公民館単位に文化財保護ボランティアをおき、それぞれの地区に存在する貴重な文化財をきちんと把握し、地域住民協力のもと保護すること。

また地域において文化財保護に貢献が認められる団体・個人を支援すること。

上記のための予算を確保すること。

IV まとめ

文化財は新たに創り出すことを要しない積極財産であることを認識することによって市民に豊かな心が育まれることが期待されます。またそれらを活用することによって観光の創出等、新見市の発展に役立てることができると考えます。